

資料 4

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称） 基本構想（案）

1 条例の目的と性格

（1）条例の目的

さいたま市（以下「市」）で生活する市民（在勤、在住のいずれも含む。以下同じ。）が、心身の障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者（障害児を含む。以下同じ。）の権利を擁護し、障害者の自立及び社会参加を支援するために、国連障害者権利条約に盛られた理念を踏まえて、市として必要な措置を講ずることにより、障害者の福祉を増進すると共に、市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

障害者基本法（抄）

第3条（基本理念）

すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第4条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

社会福祉法（抄）

第3条（福祉サービスの基本的理念）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ

とができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域社会の推進に努めなければならない。

（2）条例の性格

条例は、障害者の権利擁護のための措置を規定する実定法であるとともに、障害者の自立と社会参加の支援に係る施策の推進にあたっての市としての基本指針を定めるものであり、市における施策の推進においては、条例を尊重してあたることとする。

地方自治法による基本構想、障害者基本法による障害者計画及び障害者自立支援法による障害福祉計画の策定及び変更に際しては、最大限、条例の趣旨を生かし、整合性のとれたものとする。

2 条例の名称

条例の名称としては、障害者の権利を擁護し、その福祉の向上をはかるものであることがわかるものであること、条例の目指すものが、障害者だけでなく市民全体の福祉の向上にかなうものであることがわかるものであること、その理念の根本にあるものがノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という社会連帯に基づくものであることがわかるもの、ということ踏まえた名称とする。

3 条例の対象とする障害者の範囲

従来の障害者施策は、各法に規定された障害者の範囲を踏襲したものとされてきた。これにより対象者を具体的に把握することができたが、次のような制度に合致しない「谷間の障害者」を生むこととなった。

各法の障害者の規定に合致しない障害程度の者

各法の障害者の範囲に合致しない障害種別の者

条例ではこうした「谷間の障害者」が、障害者間の差別にもなっていることを踏まえて、各法に規定された障害者を包含した、より広い概念により対象とする障害者を規定し、「谷

間の障害者」が生じることのないようにする。

今日障害概念の主流となりつつある I C F（国際生活機能分類）では、障害を個人の特別な状態としてとらえるのではなく、個人を取り巻く環境との関係を重視していることから、条例では「(心身に障害のある)個人の能力や状況と環境のずれ」を「要支援状態」(社会的な支援を必要とする状態)ととらえて、「要支援状態にある心身に障害のある者」を障害者としてとらえることとしたい。

条例の障害者の範囲については参考資料 1 を参照

4 条例の構成

これまでの専門委員会や 100 人委員会での論議を踏まえて、条例の構成は下記の通りとしたい。

(1) 総則

- ・条例の目的
- ・条例における障害者の範囲
- ・市及び市民の責務

(2) 障害者の権利擁護

- ・障害者への差別禁止と差別の解消・防止

条例における「差別とは、国連障害者権利条約における「合理的配慮」を欠いた状況であり、直接的又は間接的に行われたものとする。

差別の解消において、特に悪質なものや故意に改善を放置した者については、事例や事業者名などの公表などの一定のペナルティを課す。

- ・障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止
- ・障害者への差別・虐待の解消のための機関と措置
- ・障害者の権利擁護のための措置(成年後見制度の利用促進など)

(3) 障害者の自立及び社会参加の支援

- ・障害者の生活支援の促進(福祉サービスへのアクセス保障、サービスの量的・質的な改善など)
- ・障害児・者のいる家庭への支援の促進(相談窓口の充実、家族支援の充実など)
- ・障害児・者への教育の促進(学校教育の充実、生涯学習教育の充実)
- ・障害者の情報提供の促進

- ・ 障害者の社会参加基盤の整備促進（移動支援の充実、公共交通機関や建築物の特にソフト面での改善）

（４）条例の推進体制

条例が適切に施行されるよう、その施行の状況について市は年次報告を市障害者施策推進協議会に行うこととし（「さいたま市障害者白書」の作成・報告）、市障害者施策推進協議会は、その年次報告に対して提言を行うことができる。なお、年次報告に際しては、障害者計画・障害福祉計画の進捗状況も併せておこなうこととする。

５ 今後の条例検討における留意事項

現在、国においては内閣府障がい者制度改革推進会議において障害者施策の改革の議論が進められており、今夏（７～８月）には改革の基本方針が示されることとなっていることから、その改革の方向性と齟齬が生じることをないようにする必要がある。

条例検討専門委員会及び条例について話し合う１００人委員会の議論により、条例の制定時期や施行時期等を適切に判断していく必要がある。